

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証部会の設置について

1 設置の趣旨

平成28年3月31日付国通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき、重大事故が発生した際に検証を行い再発防止に役立てていくため、検証組織を設置するもの。

2 設置する組織について

北九州市子ども・子育て会議条例第6条に定める部会として「教育・保育施設等における重大事故の再発防止検証部会」を新たに設置する。

設置要綱（案）は別紙のとおり。

3 検証部会の目的

重大事故が発生した際に、発生原因の分析や再発防止策の検討などの検証を行い、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を提出することを目的とする。

4 重大事故とは

死亡	全て ※SIDS（乳幼児突然死症候群）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証を行う。
死亡以外	地方自治体において、検証が必要と判断した事例 （例：意識不明等）

5 対象となる施設（子ども・子育て支援新制度関連施設）

特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園（施設型給付対象園）、認可保育所 ※私学助成を受けている幼稚園は県が検証
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育（認可）、居宅訪問型保育事業
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり、延長保育、病児保育、ファミリーサポートセンター、ショートステイ、トワイライトステイ、放課後児童クラブ
認可外	届出対象施設
その他	子ども家庭局が所管する施設

北九州市子ども・子育て会議組織図

北九州市子ども・子育て会議

委員数：15人以内

◆部会について

北九州市子ども・子育て会議条例第6条

「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」

認定こども園部会

(平成26年12月12日設置)

認定こども法第25条の規定等に基づき、認定こども園の認可・認定等に係る事項を調査審議する。

委員数：5名

(子ども・子育て会議の委員・専門委員から指名)

教育・保育施設等における重大事故の再発防止検証部会（新設）

重大事故が発生した際に、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の策定について検討する。

随時任命

(子ども・子育て会議の委員・専門委員から指名)

教育・保育施設等における重大事故の再発防止検証部会設置要綱

(設置)

第1条 平成28年3月31日付け「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づく、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設、その他子ども家庭局が所管する施設・事業のうち市長が必要と認める施設・事業（以下「教育・保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故（以下「重大事故」という。）に関する調査及び検証について、重大事故の再発防止に知見のある有識者等による総合的な観点から行う必要があるため、北九州市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）第1条に規定する北九州市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の部会として、教育・保育施設等における重大事故の再発防止検証部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について調査及び検証を行い、その検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、北九州市に報告する。

- (1) 教育・保育施設等における重大事故の事実関係の把握に関すること。
- (2) 教育・保育施設等における重大事故の発生原因の分析等に関すること。
- (3) その他部会長が必要と認める調査に関すること。

(組織)

第3条 部会は、検証を要する重大事故が発生した都度、発生した教育・保育施設等の施設種別及び重大事故の内容に応じて子ども・子育て会議の会長（以下「会長」という。）が指名する委員で組織する。

- 2 部会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、個人情報保護等の観点から事例及び議題により非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関する必要事項は、部会長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

○北九州市子ども・子育て会議条例

平成25年3月29日

条例第13号

改正 平成26年10月7日条例第49号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、市長の附属機関として北九州市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(平26条例49・全改)

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。この場合において、第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、前2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(平26条例49・一部改正)

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年10月7日条例第49号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第6号で平成27年4月1日から施行)